

大気汚染事故を未然に防ぎましょう

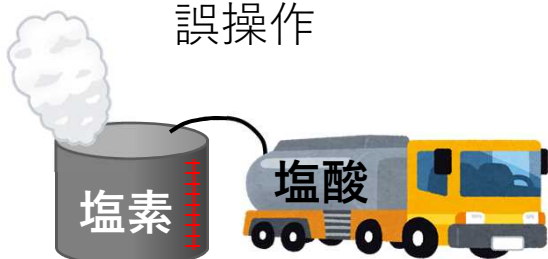
群馬県環境森林部環境保全課

大気汚染事故とは

ばい煙や有害な物質等が大気中へ排出される事故のことをいいます。大気中へ排出された物質が周囲の生活環境に影響を及ぼすこともあります。

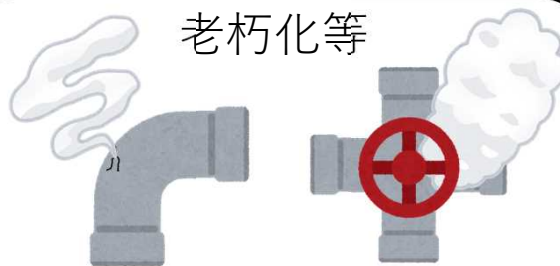
○群馬県内における大気汚染事故の事例

誤操作



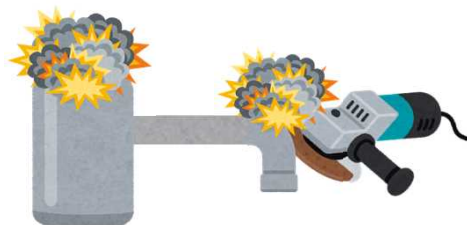
塩素タンクに塩酸を誤って投入し、塩素ガスが大気中へ排出。

老朽化等



配管、バルブが破損し、配管内の有毒ガスが大気中へ排出。

作業者の認識不足



配管切断作業中にタンク内の可燃性ガスに引火し、爆発。

停電



自然災害等による停電により冷却装置が停止し、有毒ガスが大気中へ排出。

○大気汚染事故を防ぐために、以下の事項に注意してください。

- ・ 誤操作
- ・ 老朽化等
- ・ 作業者の認識不足
- ・ 停電
- ・ ・ ・ 作業手順の明確化や複数人でのチェックを励行。
- ・ ・ ・ 平常時から機材の点検や定期的な交換を実施。
- ・ ・ ・ 作業手順の明確化や作業手順、厳禁作業等について教育を実施。
- ・ ・ ・ 停電で事故に繋がる可能性のある反応装置等は非常用電源を配備。

○大気汚染事故が発生した場合に備えて、平時から以下の対応を！

- ・ 事故マニュアルの作成、訓練の実施
- ・ 緊急連絡先の確認



○それでも大気汚染事故が発生してしまったら



①応急措置、速やかな復旧

大気汚染防止法に定める**ばい煙発生施設**、特定物質※1を発生する施設（**特定施設**）、群馬県の生活環境を保全する条例に定める**ばい煙特定施設**、ばい煙特定物質※2を発生する施設（**ばい煙特別施設**）を事業場等に設置している者は、同施設について故障等の事故が発生し、ばい煙、特定物質又はばい煙特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、**応急の措置を講じ**、かつ、**速やかに復旧**するように努めなければなりません。（同法17条第1項、同条例第25条第1項）

②事故時の通報

上記の者は、直ちに、事故の状況を**県知事**又は**中核市長**に**通報**しなければなりません。（同法第17条第2項、同条例第25条第2項）

※1特定物質：アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスルホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン

※2ばい煙特定物質：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トルエン、キシレン、クロム酸

○連絡先（通報先）

名称	所在地	連絡先	担当地域
前橋市役所 環境政策課	〒371-8601 前橋市大手町2丁目12-1	027-898-6294	前橋市
高崎市役所 環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251	高崎市
中部 環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1	027-219-2020	伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡
西部 環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
吾妻 環境森林事務所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-4611	吾妻郡
利根沼田 環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-22-4481	沼田市、利根郡
東部 環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
群馬県 環境保全課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-223-1111 (土日・夜間)	—